資料５

# 地域内フィーダー系統確保維持計画（H31 年度）

平成 30 年６月　　日

鴨川市地域公共交通活性化協議会

| 生活交通確保維持改善計画の名称 |
|---|
| 鴨川市地域内フィーダー系統確保維持計画 |
| １．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性 |
| 鴨川市は、千葉県・房総半島南東部、太平洋側に位置し、首都東京都まで約 70ｋｍ、県庁所在地の千葉市まで約 50ｋｍの距離にある。清澄山系、嶺岡山系及び上総丘陵の山間地及び丘陵地が大部分を占め、平坦地は比較的少なく、これらの山間丘陵地に挟まれるように長狭平野が広がり、市街地は海岸部を走る国道 128 号とＪＲ外房線・内房線沿いの平野を中心に形成されている。市の面積は 191.14ｋ㎡であり、千葉県全体（5,157.65ｋ㎡）の約 3.7%を占める。<br>本市の公共交通は、ＪＲ外房線と内房線の結節点でもある安房鴨川駅周辺を中心として放射状に形成されており、鉄道（２路線）が海岸沿いに運行しているほか、東京及び千葉市方面へのアクセス手段である高速バス（３路線）、近隣市町村との間を結ぶ急行バス（２路線）に加えて、路線バス（６路線）、市コミュニティバス（３路線）が運行され、タクシーについては３営業所が立地している。<br>このうち、特に市コミュニティバスについては、廃止路線代替バス５路線の再編により、平成 20 年 11 月に運行を開始しているが、その後においても、利用状況に応じて、運行のルート・便数・ダイヤ等の見直しを適宜実施し、利用者数と運行収入の増加を伴いつつ、運行経費の節減を図ってきたところである。<br>しかし、平成 17 年２月の市町合併から 10 年が経過し、認められていた地方交付税の合併算定替措置が段階的に縮減されるなど、市の厳しい財政状況の中、市コミュニティバスにおいては、急速に進行する少子高齢化への対応及び地域経済のより一層の振興を図るため、路線延伸をはじめ、他公共交通機関との接続を改善するためのダイヤ改正、増便などのサービスの拡充が求められていたことから、平成 27 年 2 月に策定し、平成 30 年３月に改訂を行った「鴨川市地域公共交通網形成計画」において、公共交通空白地域の解消や、学校統廃合等により通学・通園の遠距離化が進む小中学校・幼稚園のスクールバスとしての活用、観光関連施設への公共交通によるアクセス手段の確保などといったサービスレベルの改善策を定めたところである。<br>本計画は、以上の地域公共交通確保維持事業実施の必要性を受け策定するものであり、限られた市財源を有効に活用しつつも、地域住民にとって欠かすことのできない生活路線として位置づけられる、以下に掲げる市コミュニティバスの各ルート及び系統の確保・維持を図り、併せて、当該ルート及び系統のサービスレベルの更なる改善を図るべく実施するものである。<br><br>（本計画の対象とするルート及び系統）<br>鴨川市コミュニティバス<br>〇北ルート　金山ダム⇔内浦山県民の森　３往復　６便／日<br>　　　　　　金山ダム⇔鴨川駅西口　１往復　２便／日<br>〇南ルート　曽呂終点⇔鴨川駅前　３往復　６便／日<br>　　　　　　曽呂終点⇔鴨川駅西口　１往復　２便／日 |

| | | |
|---|---|---|
| ○清澄ルート | 浦の脇⇔鴨川駅前<br>奥清澄⇔天津小湊支所 | １往復 ２便／日<br>７往復 14 便／日※ |

※内１便は４月から９月のみの季節運行

## ２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### （１）事業の目標

鴨川市コミュニティバスの年間利用者数

| | |
|---|---|
| 平成３１年度（平成３０年１０月から平成３１年９月） | ４０，７６９人 |
| 平成３２年度（平成３１年１０月から平成３２年９月） | ４１，６６１人 |
| 平成３３年度（平成３２年１０月から平成３３年９月） | ４２，５７２人 |

※鴨川市地域公共交通網形成計画に即して、平成 25 年度実績値(35,804 人)に過去３か年度の平均増減率（2.1879%）を乗じて算出

### （２）事業の効果

市民の生活交通及び観光客の移動手段として、市コミュニティバスの運行が確保・維持されるとともに、急速に進行する少子高齢化への対応として、学校等の統廃合により遠距離化が進む小中学校・幼稚園への通学・通園手段の確保、公共交通空白地域の解消、地域経済のより一層の振興に資するものとして、市内観光関連施設への公共交通によるネットワークの形成が図られる。

## ３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

（１）公共交通の乗り方教室の実施

公共交通サービスの初回利用に当たっての心理的ハードルを下げ、公共交通機関の継続的な利用を促すため、バスをはじめとする公共交通機関の具体的な利用方法や自分用の公共交通利用モデルの作成等に関する教室を開催する。（市、協議会）

（２）モビリティ・マネジメントの実施

地域内において、過度に自動車に依存することなく、公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度かつ賢く利用する状態となるよう促すため、主に小中学生及び高齢者を対象として、トラベル･フィードバック･プログラムを実施する。（市、協議会）

（３）モデル的な利用パターン等の作成及び情報発信

乗換え等のサービスの横断的な利用を促すため、市内において提供される公共交通サービスの中から、目的地や利用目的等に応じたモデル的な利用パターンを作成し、利用対象者に適した媒体での情報発信を行う。（市、協議会）

（４）公共交通マップ等の配布

各公共交通サービス内容の周知を図るとともに､乗換え等の横断的な利用を促すため、市内において提供される公共交通サービスの内容を網羅的に掲載した｢公共交通マップ｣を地域住民、転入者及び希望者に配布している。

今後は、地域住民等からのフィードバックを受け、更なる内容の充実を図る。

また、現行のコミュニティバス運行案内パンフレットについては、継続して更新及び配布を行う。（協議会、市）

## ４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表１のとおり。

## ５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

| |
|---|
| 鴨川市が運行事業者へ運行委託料として、事業に要する経費を支出し、運行事業者は、運行収入及び国庫補助金を鴨川市へ納める。この差額が、鴨川市の実質的な負担額となる。 |
| ６．補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称 |
| 鴨川日東バス株式会社 |
| ７．補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法<br>**【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】** |
| ※該当なし |
| ８．別表１の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要<br>**【地域間幹線系統のみ】** |
| ※該当なし |
| ９．別表１の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧<br>**【地域間幹線系統のみ】** |
| ※該当なし |
| 10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項<br>**【地域間幹線系統のみ】** |
| ※該当なし |
| 11. 外客来訪促進計画との整合性<br>**【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】** |
| ※該当なし |
| 12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要<br>**【地域内フィーダー系統のみ】** |
| 別添の表５のとおり。 |
| 13. 車両の取得に係る目的・必要性<br>**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】** |
| ※該当なし |
| 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果<br>**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】** |
| （１）事業の目標 |
| ※該当なし |
| （２）事業の効果 |
| ※該当なし |

| |
|---|
| 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】** |
| ※該当なし |
| 16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）<br>**【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】** |
| ※該当なし |
| 17. 協議会の開催状況と主な議論 |
| ○平成29年度第１回会議（平成29年６月29日）<br>・平成28年度事業報告及び決算報告について<br>・鴨川市コミュニティバスの平成28年度運行実績について<br>・地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について<br>・平成29年度事業計画の変更について<br>・業務委託の執行方法等について<br><br>○平成29年度第２回会議（平成29年10月13日）<br>・鴨川市公共交通の平成28年度実績について<br>・公共交通 乗り方教室の実施について<br>・計画改訂の方向性について<br>・新たな公共交通システム導入に向けた検討について<br><br>○平成29年度第３回会議（平成29年12月18日）<br>・事業仕分けの実施結果について<br>・アンケート調査結果について<br>・新たな公共交通システム導入に向けた検討について<br>・鴨川市地域公共交通網形成計画（改訂版）（素案）について<br><br>○平成29年度第４回会議（平成30年１月31日）<br>・公共交通 乗り方教室の実施結果について<br>・新たな公共交通システム導入に向けた検討について<br>・鴨川市地域公共交通網形成計画（改訂版）（原案）について<br>・地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について<br><br>○平成29年度第５回会議（平成30年３月９日）<br>・新たな公共交通システム導入に向けた検討について<br><br>○平成29年度第６回会議（平成30年３月28日）<br>・地域公共交通確保維持改善事業に関する二次評価について<br>・新たな公共交通システムの実証運行計画概要（案）について<br>・鴨川市地域公共交通網形成計画（改訂版）（案）について<br>・鴨川市地域公共交通活性化協議会 平成30年度事業計画（案）について<br>・鴨川市地域公共交通活性化協議会 平成30年度予算（案）について<br>・鴨川市地域公共交通活性化協議会規約の改正について<br>・鴨川市地域公共交通活性化協議会事務局規程の改正について<br>・鴨川市地域公共交通活性化協議会財務規程の改正について |

## 18. 利用者等の意見の反映状況

（１）アンケート・ヒアリング

鴨川市において、本計画の上位計画である「鴨川市地域公共交通網形成計画」の改訂を行うに当たり、以下の調査を実施した。

１）公共交通に関する市民アンケート調査
- 平成 29 年 10 月に実施
- 15 歳以上の市民 2,000 人を対象（回収率 45.1%）

２）コミュニティバス利用者ヒアリング調査
- 平成 29 年 11 月に実施
- 全ての系統について、平日・休日の各２日間実施

３）市内主要施設利用者ヒアリング調査
- 平成 29 年 11 月に実施
- 市内の大型商業施設２施設、病院２施設において、平日各１日間実施

（２）パブリックコメント

鴨川市において、本計画の上位計画である「鴨川市地域公共交通網形成計画（改訂版）（案)」に対するパブリックコメントを実施した。
- 平成 30 年２月～３月に実施

（３）協議会

協議会委員として、公募１名を含む利用者代表の市民３名が参画し、計画内容等に関する議論を行った。

## 19. 協議会メンバーの構成員

| | |
|---|---|
| 関係都道府県 | 千葉県総合企画部交通計画課 |
| 関係市区町村 | 鴨川市（副市長・経営企画部企画政策課） |
| 交通事業者・交通施設管理者等 | 鴨川日東バス株式会社<br>一般社団法人千葉県バス協会<br>小湊鐵道株式会社<br>有限会社鴨川タクシー<br>東日本旅客鉄道株式会社安房鴨川駅<br>鴨川日東バス株式会社互助会<br>千葉県安房土木事務所<br>千葉県鴨川警察署 |
| 地方運輸局 | 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局 |
| その他協議会が必要と認める者 | 鴨川市福祉作業所<br>鴨川市校長会<br>利用者代表 |

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）千葉県鴨川市横渚 1450
（所　属）経営企画部企画政策課
（氏　名）秋元　真彦
（電　話）04-7093-7828
（e-mail）kikakuseisaku@city.kamogawa.lg.jp